

司法修習委員会（第28回）議事録

1 日時

平成26年6月4日（水）午後3時から午後4時30分頃まで

2 場所

最高裁判所大会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），山名学（敬称略）

（幹事）井田良，大須賀寛之，神村昌通，木村光江，小林克典，設楽あづさ，永野剛志，廣上克洋，細田啓介，巻之内茂，村田渉，門田友昌，吉崎佳弥（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

司法修習の在り方について

（2）今後の予定について

5 議事

（1）幹事の交替

木村哲司幹事，小林宏司幹事，出縄幹事，中里幹事に替わり，設楽幹事，永野幹事，細田幹事，門田幹事が新たに任命された旨の報告

（2）報告

吉崎幹事から，最近の司法修習の実施状況等について報告がされた。

なお，吉崎幹事から，司法修習生の兼業について，直前に開催された第29回司法修習委員会幹事会において，兼業許可を受けた修習生が実際にどの程度の業務を行っているかなどといった兼業の実情について把握しておく必要があるのではないかとの指摘があったこと，この指摘については，多くの兼業が分野別実務修習中に継続して行うものであって，現在実際に兼業を行

っている過程にあることから、直ちに実情を把握することは困難であるが、修習生が集合修習のために司法研修所に集合する際には、それまでの兼業の実情を把握することは不可能ではないように思われることから、何らかの方法でその実情を把握することを前向きに検討すること、仮に実情を把握できた場合には、その結果についてこの委員会で報告すること、以上の点について報告がされた。

(3) 意見交換

(高橋委員長)

まず、前回の委員会以降、司法修習に関して準備等を行った結果の御報告を吉崎幹事からお願いしたい。

(吉崎幹事)

導入修習の実施に向けた準備状況や、分野別実務修習ガイドライン、司法修習生指導担当者協議会、いわゆる指担協の開催等について御報告申し上げます。

まず第1点目、導入修習の実施に向けた準備状況について、前回の委員会において、いわゆる導入修習を実施することについて御了解をいただいたと承知しているが、その後、司法研修所教官室をはじめ、法曹三者で協議を行った上で、導入修習について次のとおりの準備等を行っているので、御報告申し上げます。

まず、1点目として導入修習の実施年について御報告する。導入修習については、前回までの委員会においても、できるだけ早い実施が求められていたところであるが、その後、関係諸機関と調整した上で、本年、すなわち第68期から実施することとさせていただくこととなった。

続いて2点目であるが、導入修習の具体的なスケジュールについても協議が整った。導入修習の開始時期は、68期を前提にすると本年の11月27日となる。

しかし、67期の修習との重なりによる寮の入替えの点や修習生の移動の

点を踏まえると、実際に講義などを開始できるのは12月2日となる。そして、導入修習の期間は平日15日間とされているので、終了日は12月22日の月曜日となる。その後、修習生の移動期間を踏まえて、分野別実務修習の第1クール開始日は平成27年1月5日となる。

3点目は導入修習のカリキュラムの概要とその目的である。導入修習のカリキュラムの骨子については、前回の委員会においても、司法研修所教官の幹事の皆様方から御説明を頂戴し、その内容を御了解いただいた。この間、それをより具体化する作業を進めてきたが、今後も各教官室において詰め作業、議論がされていくものと承知している。

続いて、4点目は、導入修習を実施することによる他の修習への日程的な影響についてであるが、導入修習とその前後に日にちを要することとなるため、分野別実務修習、集合修習及び選択型実務修習の日数も一部削ることとなる。この日数の削減の具体的な内容については、まず、分野別実務修習については、従来はこれが最長42日程度であったものが、いずれも実日数が38日となる。その差分を日数的に削ることになる。集合修習、選択型実務修習については、従来35日程度であったものがA班、B班それぞれ実日数30日となる。

なお、前回の委員会において酒巻委員から、従来、出張講義で実施していた起案などと導入修習の起案などの目的に差異があるかどうかとの御質問をいただいた。そのこととの関連で、導入修習実施後の出張講義等の実施について各教官室の方針が出そろったので、この場をお借りして御報告を申し上げます。まず、民事裁判と刑事裁判の科目については、これまで第1クールと第2クールに実施していた導入起案とその講評はいずれも取りやめることになった。民事裁判、刑事裁判に関しては、第1クールから第4クールまでの各クールで問研起案とその講評を実施していたが、こちらについては、今後も引き続き実施すると伺っている。続いて、検察科目については、第1クール

の検察出張講義は取りやめると伺っている。一方で、第1クールから第4クールまでの各クールで実施していた一斉起案とその講評は、引き続き実施すると伺っている。最後に、弁護科目であるが、民事弁護と刑事弁護の分野に関しては、後に御報告する弁護導入講義の取りやめのほかに、1月と4月に実施していた出張講義を取りやめる方針とのことである。取りやめる理由については、いずれも、導入修習とその目的、内容が重なるという点にある旨、伺っている。

以上が導入修習を実施することによる他の修習への日程的な影響などに関する御報告である。

引き続き、5点目は導入修習における成績評価の関係である。同じく前回の委員会において酒巻委員から、導入修習における起案について成績評価を行うかどうかという質問をいただいた。この点については、5教官室とも、成績評価は行わないとすることとされたと伺っている。

6点目は、導入修習における寮の確保の関係である。昨年12月の委員会で、井窪委員からこの点についての御質問があった。その後、司法研修所近隣の税務大学校に対して、導入修習期間中の寮の借用を依頼しており、現状、税務大学校から、その旨了解を得ることができているところである。

導入修習関係の最後の報告になるが、7点目は弁護導入講義の関係である。弁護実務修習に関する導入的教育の在り方については、この委員会においても議論が行われてきて、平成23年9月に取りまとめがされ、これを踏まえて過去2回にわたって、第1クール冒頭に弁護導入講義が実施された。その効果については一定の評価が得られていたと承知しているが、その性質に照らすと、導入修習開始に至った場合には指導内容に重なる点があることは明らかであり、実質的に実施に携わってこられた日本弁護士連合会としても、更に継続する意義はないと整理されたと伺っている。そこで、この弁護導入講義については、導入修習が実施される下では、その実施を取りやめるとい

うことで御了解をいただければと思う。

以上が導入修習関係の御報告である。

続いて、実務修習ガイドラインに関する御報告である。実務修習ガイドラインについては、前回の委員会において、民事裁判と刑事裁判の分野については、既にガイドラインを策定して実務修習庁あてに送付し、実施に移行しているとの報告をさせていただき、また、検察と弁護士についても、ガイドライン案の内容を神村幹事と巻之内幹事から御説明いただいたというところまでできていた。その後、検察と弁護士についても、それぞれガイドラインが策定されて配属庁会に対して送付され、実務修習指導担当者に対する周知がされた。ガイドライン関係は以上である。

3点目は、司法修習生指導担当者協議会（指担協）の臨時開催に関する御報告である。これも前回の委員会において、昨年の6月に引き続き今年の3月に臨時に指担協を実施することとした点について、御報告をさせていただいた。実際に実務修習での指導を担当している全国の裁判官、検察官、弁護士の方々にお集まりいただき、導入修習の実施や分野別実務修習の充実方策の在り方について、この委員会で御議論いただいていることを踏まえて、情報提供した上で、今後の実務修習の在り方などについて司法研修所教官を交えて意見交換を行った。

1日の協議会のうち多くの時間は、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護の各分野に分かれて行う分科協議に割かれた。

この分科協議においては、「1 分野別実務修習の実情について」、「2 導入修習を踏まえた分野別実務修習の在り方について」、「3 分野別実務修習の充実に向けた取組等について」、及び「4 選択型実務修習の充実方策について」の4点を協議事項として設定した。この協議事項に沿って分科協議における意見交換を行ったわけであるが、以下、各分野ごとの協議の内容の要旨をかいつまんで御説明申し上げる。

まず、民事裁判の分科協議についてであるが、協議事項1の関係で、実務修習の実情として、67期司法修習生の能力などは全体としては66期と比較して大きな違いはないということ、あるいは修習の開始時点では修習生間でばらつきがあるが、修習を経るにつれて力を付けるようになってきているなどといった意見が出ていた。事実認定能力については指導によってよく成長するが、これに比べると、実体法・手続法の知識についてはあまり成長が見られないとの指摘もあった。また、協議事項2の導入修習による影響については、スケジュールとして、異動期にまたがる第2クールの指導態勢の問題と、第4クールの夏季休廷期間と重なる時期の指導態勢の問題について、特段の対応が必要となるなどといった指摘がされた。続いて、協議事項3の分野別実務修習の充実に向けた取組等に関しては、分野別実務修習ガイドラインが既に実施に移されている民事裁判の分野において、更なる検討、意見交換がされており、手続の進行を見通した形での議論やレポート起案、代理人の訴訟活動の問題点の検討などを行っているといった工夫例が示されている。最後に協議事項4、選択型実務修習の充実などの関係では、負担が少ないプログラムに人気が集まり、負担の大きいプログラムには人気がないなどといった指摘もあるが、多くは修習生が意欲的に取り組んでいるとの指摘もある。また、指導上の工夫として、修習生から事前に修習内容の希望を聞くという方法も挙げられているところである。

続いて、刑事裁判の分科協議について説明させていただく。刑事裁判の分科協議においても、修習生の能力の点や導入修習実施に伴う夏季休廷期間の対応などについては、民事裁判と同様の指摘がされている。また、分野別実務修習の充実に関しては、特に公判前整理手続を通じた指導として、手続段階ごとに資料を渡して各段階に応じた課題を出して検討させるなどしているといった工夫例が紹介されている。最後に、選択型実務修習の充実に関しては、民事裁判と同様、多くの修習生が目的意識を持って取り組んでいることや、

修習生の希望を踏まえた修習内容としていることなどが報告されている。

続いて、検察の分科協議の内容について御説明する。まず、実務修習の実情に関し、修習生の実情としては、検察の機能や役割、捜査・公判に関する基本的知識が不足していることや、修習生間に能力のばらつきがあることが挙げられ、指導態勢等の実情に関しては、導入教育の実情や修習事件の確保と指導上の工夫などが報告されている。導入修習実施による影響としては、検察修習開始直後の導入教育を相当程度削減でき、その分、捜査、公判の実務修習を充実させることができるとの指摘がされている。協議事項3の実務修習の充実に関しては、未済事件、つまり生きた事件に関する留意点や工夫と、確定記録を使用した演習、実習の工夫とに分けて議論されたが、特に確定記録を用いた修習の方法として、捜査実務修習及び公判実務修習の双方について、様々な工夫例が紹介された。協議事項4の選択型実務修習の充実に関しては、全体的に意欲的で積極性が高いとの指摘や、分野別実務修習では実施困難な公判中心のプログラムとして、裁判員裁判の冒頭陳述、論告の作成や法廷傍聴等を実施しているといった工夫例が指摘されている。

最後に、弁護の分科協議について説明する。実務修習の実情に関しては、司法修習生の実情として他の科目と同様に修習生間のばらつきが指摘されているほか、積極性に欠けるとの指摘もされている。学生気分の抜けきらない者もいるとか、就職活動に気を取られて修習に身が入らない者もいるといった指摘も見られた。また、指導態勢側の実情としては、指導担当弁護士の確保が困難であることの指摘や、他の弁護士に刑事弁護の指導を依頼するなどの工夫例が紹介されている。続いて、導入修習実施による影響については、内容面では、合同修習の実施を含め、分野別実務修習はおおむね従前どおり行う予定との指摘がある一方で、日程面では、裁判科目と同様に夏季などにおける指導の在り方が難しいといった指摘がされている。そして、協議事項3、実務修習の充実方策に関しては、現状との対比においてガイドラインを

直ちに実現することの困難性や、ガイドラインにある全てをバランス良く消化するという事にこだわらなくても良いのではないかといった指摘をする声もあったが、他方で、指導担当弁護士がガイドラインにある指導事項の案件を扱っていない場合の対応として、他の弁護士に指導を依頼したり、自らが最近尋問を行った過去の事件記録を教材として尋問事項を考えさせるなどといった指導上の工夫例が紹介されている。最後に選択型実務修習に関して、積極的にプログラムを選択しており、総じて好評といった指摘がある一方で、A班では特に期間後半の応募が少ないなどといった指摘がされている。

以上のとおり、それぞれの分科協議ごとに多岐にわたる内容の意見交換がされたが、そこから総じて導かれる御意見を集約すると、導入修習を実施することが実務修習に与える悪影響は特段指摘されていないことや、ガイドラインについても、いずれの分野においてもその意義を理解し、実現のための工夫例を検討するなど肯定的に受け入れられたということになると理解している。

いずれにしても、これらの分科協議における意見交換の内容等を踏まえて、この後、委員の皆様方から御意見を伺えれば大変ありがたいと思う。

この点に関する私からの報告は以上である。

(高橋委員長)

引き続き、幹事会における議論の状況について、木村幹事長にお願いしたい。

(木村幹事長)

御報告申し上げます。

本日、当委員会開催直前に第29回幹事会を開催した。

幹事会では、吉崎幹事から、第1に導入修習の実施に向けた準備状況、第2に分野別実務修習の充実方策に関するガイドライン、第3に指担協の臨時開催の結果等について報告がされた上で、幹事の皆様と意見交換を行った。

報告の内容は、ただいま吉崎幹事から御報告があったものと同旨であるが、

導入修習関係、ガイドライン関係の報告内容に対する異論や問題点の指摘等は、特にはなかった。

なお、幹事から、導入修習について教官の負担がかなり大きいのではないかという意見もあったが、上席教官の幹事の方々からは、確かに相当大変かもしれないけれども、事前準備を十分に行って臨みたいという御回答があった。

また、指担協の分科協議における指摘等については、やはり幹事と意見交換を行ったが、各分科協議の要旨を御報告いただくこと自体、非常に意義が大きいのではないかという御指摘があった。その上で、具体的には2点御紹介したい。まず、民事裁判に関する分科協議で、修習生の成長について、事実認定能力についてはよく成長するが、実体法、手続法の知識については余り成長がないというような指摘があったという点について、その趣旨は何かという御指摘があった。民事裁判の上席教官である村田幹事からは、事実認定というのはロースクールで必ずしも十分に身に付けていないので、修習での伸び代が大きいことから、手続法、実体法に比べてやはり伸びると見えるのではないかなというようなお答えがあった。

もう一点、検察の分科協議について、検察の機能や役割についての基本的な理解が欠如している、捜査、公判に関する基礎知識も十分でないという指摘があったということに関して、どのような趣旨かという御質問があったのに対して、検察の上席教官である廣上幹事からは、検察官は一方当事者というだけではなくて中立的な立場でもあるので、そのような検察の機能や役割を身に付けさせることが重要であると考えて修習を行っているという御回答があった。

このような御意見や御指摘があったが、いずれにしろ、以上のような御報告と御意見等は、今後の司法修習の在り方を考える上で重要な点が含まれているものと考えてるので、この委員会においても意見交換を行っていただくことが望ましいのではないかと考えている。

報告は以上である。よろしくお願ひしたい。

(高橋委員長)

ただいまの御説明を踏まえて意見交換をお願ひしたい。便宜、導入修習の準備状況、ガイドライン関係、そして最後に指担協関係に分けられると思うので、厳密に区切るわけではないが、まずは導入修習の準備状況等についての意見交換をお願ひしたい。

(酒巻委員)

当初、導入修習を導入することについて、基本的なコンセプトの変更であると位置付けていた。その考え自体は変わっていないが、導入修習を実施することによって、分野別実務修習、選択型実務修習及び集合修習が少しずつ短縮することはやむを得ないことであり、導入修習に反対するものではない。これまで明確には問題にされていなかったが、修習の最後の集合修習については、導入修習を実施することによって、全体の設計図は少し変わったものの、これについての特段の具体的な変更は基本的にないと理解してよろしいか。この点はどこかで議論しておいた方が良かったのかもしれないが、暗黙のうちに集合修習は最後のまとめであるし、特に変更を期する必要はないと理解されていたのだろうし、私もそれでいいと思うが、念のため確認をしておきたい。

また、最後の集合修習は、司法研修所に集まって起案を重ねて最後のまとめをする課程だと理解しているが、そのこととの関係で、分野別実務修習で、時間が限られており必ずしもその期間内に適切な事件に当たるとは限らないとの事情は分かるが、検察修習や弁護修習でも確定記録を用いて起案等をするということについて、それと集合修習とは一体どういう関係になるのか。やむにやまれぬところかと思うが、分野別実務修習でも生の事件を行わずに起案ばかり行っているというのはどうなのか、という印象を持った。

(吉崎幹事)

個々のプログラムのことまで踏み込める立場にはないが、導入修習を実施することによって集合修習のコンセプトは何ら変わるものではないと理解している。これまで整理されているように、実務修習の個別的体験を深化・補完して、体系的・汎用的な実務教育を行って、法律実務のスタンダードを指導する課程といった集合修習の位置付けは何ら変わらないと理解している。集合修習の日数が5日間削られることとの関係で、個々のカリキュラムの調整はどうしても必要になってくるが、基本的な指導コンセプトには変わりないという前提で、司法研修所の各教官室も準備を進めていると認識している。

(高橋委員長)

他の委員・幹事の方もそのような認識でよろしいか。

(出席委員・幹事)

(異論なし)

(高橋委員長)

分野別実務修習の中でも生の事件でないものを扱うようになると、集合修習との差異化がどうなるのか、という点はいかがか。

(吉崎幹事)

実務修習の場で生の記録、事件を取り扱うことができない場合の対策として確定記録等を使うという工夫があり得るのではないかという議論をしているまでで、あくまで、分野別実務修習が生の事件を体験的に修習する課程であるということについては、これも何ら変更ないものと理解している。その意味で、現場の裁判官、検察官、弁護士が確定記録を用いて指導するにしても、それはもともと動いていた事件であることをより意識したものになるだろうと思う。集合修習については、実務のスタンダードをあまねく身に付けてもらうための課程であり、より汎用性の高い記録を作り込んで指導することになるかと思うので、その点の棲み分けはそれなりにあるのではないかと考えられる。

(神村幹事)

検察の確定記録の関係だが、これをあえて出した理由の一つは、ガイドラインを策定する際に、件数をできるだけ明示したいということがあった。当初、ガイドラインを考えたときには、小規模庁と大規模庁ではあまりにも条件が違いすぎるので件数は明示できないという考えだったが、それではガイドラインの明確性を欠くということで、できるだけ明確な数字を出したいということから、大規模庁においては確定記録を使った分野別実務修習を現在も実施しているという実情もある中で、確定記録を使った演習をガイドラインに取り入れたということである。

他方、確定記録は、集合修習の起案で用いる記録とは全く違って、事件としては終わっているが生の事件の記録であることに変わりはなく、その用い方としても、最後から見るのではなく、途中の段階を切り取って、その段階でどのような点を調査すべきか、誰から何を聴取すべきかといったことを検討させるものである。確かに生の事件の方が良い部分はもとよりあるが、他方で、現在進行中の事件だけ見た場合には絶対見つからないような材料として適切な確定記録もある。その辺りを工夫して行わせていただきたいと思っている。

(小林幹事)

酒巻委員から起案ばかりで生の事件に接する機会が少なくなるとの懸念があったが、私も同じような見解を持っている。指担協の弁護の分科協議においても、弁護修習中の合同修習についての指摘があったようだが、単位弁護士会は起案系の合同修習をやっている。導入修習を実施すれば、この起案系の合同修習を減らすことができるのではないか。導入修習が実施されることによって、ただでさえ分野別実務修習の期間が短くなるので、そういった起案系の合同修習を減らす方向で臨むのが望ましいと思っている。

(永野幹事)

民事弁護の関係で申し上げますと、集合修習で用いている記録は、生の事件を加工して作っているが、それに基づいて教える教官はその事件を体験していない。そのため、記録を見て、なぜこの証拠がないのか、なぜこういう尋問をしていないのかといった疑問を感じることもあり、自分が体験していないのでやむを得ないと思いながら教えることもある。他方、指導担当弁護士自身が過去に扱った事件は、工夫点や失敗した点、記録上に出てこない苦労話等をすべて指導担当弁護士が把握しているので、その辺りを含めて修習生と色々ディスカッションすると、生の事件を扱ったのと同じような効果が得られるのではないかと思う。その点が集合修習と分野別実務修習での確定記録を用いた修習の違いではないか。

(細田幹事)

刑事裁判修習では、基本的に現場ならではの修習をするように指担協などをお願いをしているところであり、既済記録を使うことがあり得るということも、例外的な場合の次善策としてあり得るという形で行っている。刑事裁判だと、大きな事件が係属した場合に、他の種類の事件が来なくなったり、時期によって特定の事件が集中したりといった、例外的に修習に工夫が必要な時期、場合がある。集合修習では、どうしてもペーパーの記録に基づく起案も行ってもらうが、最近の起案は、いわゆる書式を完成させるというような従来のイメージのものではなく、例えば、当事者から出された書面を踏まえ、次回の公判前整理手続期日までにどのような方針を持って臨むか、といったようなライブ感のある問題を出すような工夫も始めている。そういう意味では、起案といっても、色々と工夫をさせていただいている。

(酒巻委員)

皆様方のお話を伺って、よく理解できた。

(高橋委員長)

導入修習の実施に伴い弁護導入講義を取りやめることについて、委員会とし

て確認しておきたいが、いかがか。

(井窪委員)

先ほど吉崎幹事からの確にまとめていただいたとおりに思うが、少し補足させていただく。弁護導入講義の目的は、この委員会でも御協議いただいたとおり、分野別実務修習で何をどうやって学ぶかを修習生に意識付けさせるということと、当事者法曹としての視点の重要性を認識させることの2点にあったと思う。こうした目的は、当然のことながら、導入修習のカリキュラムの中で消化されることが予想されていると考えられる。そうすると、弁護導入講義は、制度としては取りやめということになるが、内容的には、導入修習の中に取り込まれて、いわば発展的に解消されるという理解でよいのではないかと考えている。

(高橋委員長)

当委員会としても、井窪委員から御発言のあったような理解ということによろしいか。

(出席委員・幹事)

(異議無し)

(高橋委員長)

指担協の分科協議について、先ほど吉崎幹事から御報告いただいたが、弁護の分科協議の内容が他の3つの分科協議と少し異なるように思われた。ガイドラインをそのまま実現するのは難しい、あるいは、ガイドラインにある全てをバランスよく消化することにこだわらなくてもよいのではないかといった発言が弁護の分科協議ではあったようだが、ガイドラインはガイドラインとして重要だが、しかし現場での工夫の余地はそれなりに認めてほしいという趣旨と理解してよいか。何か補足していただけることがあればお願いしたい。

(永野幹事)

民事弁護の関係だが、分野別実務修習の期間が短いので、その期間に指導担当弁護士が適切な生の事件を抱えているかということ、なかなか難しいところがある。特に証人尋問は、2か月の間に必ず1件あるかということ、事務所や弁護士にもよるが、多くの場合そうではない。ガイドラインも「必ず」ということまでは求めていないが、必ず何件やるようにと言われると対応が難しい。生の事件を扱うことについては、少し前までは生だった事件、いわば「準生」の事件はたくさんあるはずなので、そういった指導担当弁護士自身の体験した事件を使って工夫したり、同じ事務所の別の弁護士にちょうど証人尋問があればそれに参加させてもらうといった工夫、将来尋問になる見込みだがまだそこまで進んでいない事件について先取りして尋問事項書を書かせるといった工夫等をしていかないと、本当の生の事件だけでは弁護修習はきついの意見が多いのも確かである。

(井窪委員)

一言補足させていただく。ガイドラインで一つのスタンダードが示されたので、これをこなせることが望ましいことは言うまでもないが、永野幹事からお話のあったような事情でそれが満たされない場合でも、一つ一つの案件を深く掘り下げて検討することによってその点はかなり補うことができる。例えば、証人尋問がまだ先の段階であっても、弁護士は将来予想される証人尋問まで想定しながら訴状、答弁書、準備書面を書いているので、修習生の側に深く主体的、積極的に案件に取り組む姿勢があれば、学べることは多いし、必ずしも何を何件やったというところがそろっていなくても充実した修習は可能ではないかと考えている。

(高橋委員長)

指担協の弁護の分科協議がユニークで関心が行ってしまう。司法修習生の実情として、学生気分が抜け切らない者がいる、就職活動に気を取られて修習に身が入らない者がいるなどといった指摘もあったとのことだが、先ほどの

説明だと他の民事裁判，刑事裁判，検察の分科協議においてはそうした指摘はなかったようだ。就職活動に気を取られて修習に身が入っていないというのは，想像するに，別に弁護修習の期間中に限らないことかと思うが，他の修習期間中はそれなりにうまくコントロールできるのに，弁護修習になるとそのたがが外れるということがあるのだろうか。たまたま弁護の分科協議においてこうした発言がされただけにすぎないのか。

(井窪委員)

私が補足する立場にはないが，先ほどの吉崎幹事からのご説明は，指担協における発言をかいつまんで取り上げたものであり，そのような修習生が多数いるとの趣旨ではない。就職活動に気を取られて修習に身が入らない者もいるということについては，かねてから指摘のあったことであるし，現在の弁護士の就職状況から考えると，これを全く否定することはできないだろうとは考えている。しかし，それが修習に悪影響を及ぼすほどの問題になっているのかどうかについては，色々な見方があるだろうし，指担協における一つの発言からそこまでは窺えないのではないか。ただ，修習に携わる者としては，頭の片隅に置いておく必要があるだろうと認識している。

(山名委員)

司法研修所の所長としての立場ではなく，前任の千葉地裁の所長をやっていた経験から，裁判所の中での修習生の実情を少し紹介したい。学生気分が抜けきらないというのは，飲み会の席で話を聞いている時に感じることはあるが，合議をしたり，起案をしたり，法廷傍聴をしたりといった修習中にそのようなことを感じることはない。

就職が気になるという点は，気になっている修習生もいるとは思いますが，裁判官室で色々と日常的に議論をしている際に，それが尾を引いて議論が活発にならないといったことはない。ただ，弁護士事務所の就職面談のための欠席承認申請というものは時折ある。この日に何故就職面談に行かなければな

らないのかというような疑問を持つことが裁判所の方からするとあるが、弁護士事務所の指定する日時なので、法廷傍聴の方が大事だから行くなというわけにもいかない。将来がかかっているので、ある程度大目に見て欠席を承認して事務所訪問をさせている。大きな目で見ると、就職状況に問題があって少し就職の方に気が行っていることが見えることはあるが、本筋として、修習で手を抜いているといった現象は、裁判所にいる時期には見かけないと理解している。

(神村幹事)

あまり参考にならないかもしれないが、昨年の夏に実施した修習生指導担当者を対象としたアンケートの検察の結果を見ると、「修習に対する熱意が感じられるか。」という質問に対して、「全体的に熱意が感じられない。」との回答は0庁であった。「個人差はあるが熱意が感じられない司法修習生が多いと感じる。」との回答は3庁であった。それ以外の庁は、「全体的に熱意が感じられる。」、「熱意が感じられる修習生が多いと感じる。」との回答だった。

(高橋委員長)

次に、幹事会ワーキング・グループでの検討状況等の御報告を受けた上で、意見交換を行いたい。まず、前回の委員会以降のワーキング・グループにおける検討状況等について、吉崎幹事から御報告をお願いしたい。

(吉崎幹事)

それでは、ワーキング・グループでの検討状況について、御報告申し上げます。

前回の委員会の後、実務修習の実情を把握し、その充実方策を更に検討するために、本年の3月から既に3回にわたり、ワーキング・グループを開催した。

メンバーは、本委員会の幹事を中心にしつつも、より実務的な検討を行いたいという観点から、幹事以外の法曹三者の法律実務家にも加わっていただい

ており、その意味では、これまで導入修習に関して実施していたワーキング・グループとは若干メンバーが替わっている。そこでの検討状況について、御報告を申し上げる。

まず、1点目は、実務修習結果簿の分析とそれに基づいた意見交換を行っているという点である。前回の委員会において、実務修習結果簿、これは修習生が記載して、最終的には集合修習時点で司法研修所に提出するという仕組みで書かせるものであったが、この結果簿について、分野別実務修習の各クール終了ごとに該当部分のコピーを司法研修所に送付するという取扱いを始め、その分析を行うことについて前回御報告した。

そして、まず弁護修習の実情を把握しようということで、第1クールの結果簿の弁護修習部分の分析を行った。その分析結果のうち代表的なものを紹介すると、法律相談の件数については、8件をピークにして全体として低い山でまんべんなく分布しているが、法律相談の経験が0件という者が3人、1件という者が一人いた。逆に21件以上という者も58人いて、これが最大値となっている。また、起案件数については、平均が5.6本であり、8本起案した者が80人と最大値であった。民事事件の法廷傍聴については、平均件数が6.4件であり、4件周辺で一つの山を形成しており、件数が増えるにつれて徐々に人数が減っていく分布となっている。刑事弁護については、被疑者接見と被告人弁護の両方を経験した者が全体の66%いた。こうした分析結果に基づいて、ワーキング・グループで弁護修習の実情等について議論をしている。そして、ワーキング・グループで出た指摘事項を踏まえ、ガイドラインの実施に向けて、あるいは更なる弁護修習の充実に資するため、具体的な工夫についてのアイデアを、日弁連及び弁護教官室において御検討いただいている。

最終的には、そうした工夫を各単位会の司法修習委員会や個別の指導担当弁護士と共有することで、弁護修習の更なる充実に資することが期待されている。

ところである。

また、実務修習結果簿自体についても、実務修習の実情をよりよく把握することができるようにするために、ガイドラインやワーキング・グループでの指摘事項などを踏まえて、その内容を鋭意改定することも検討をしている。

実務修習結果簿の分析については、引き続き検察修習、それから裁判修習についても分析を進め、その結果が出次第、次回以降の委員会においても報告をさせていただきたいと考えている。

続いて、選択型実務修習の充実に向けた検討を開始しているという点の御報告である。

ワーキング・グループにおいては、選択型実務修習の充実に向けた検討も開始している。選択型実務修習については、これまでこの委員会において度々御議論をお願いしてきたところであり、平成22年9月に示された委員長談話を受けて、次の2点、すなわち司法修習生の自発的な取組を促すための具体的な方策といった点、2点目として、各実務修習地の修習生指導連絡委員会からの実施状況報告の在り方についての改善方策、以上の方策が実施されているということは御承知のとおりである。

今般、まずは各実務修習地から提供された個別修習プログラムの実施状況報告など、司法研修所において把握している情報に基づいて、選択型実務修習の実情把握とその分析を試みた。その分析結果からうかがえる点を3点指摘させていただくと、まず1点目は、提供できるプログラムの種類と数が少ない修習地がある点についてどう考えるかということ、2点目として、参加件数や日数に修習地によってばらつきがある点をどう考えるかといった点、3点目として、人気の高いプログラム、特に全国プログラムに関して、そのようなプログラムを拡充できないかといった点、以上の点が問題点として浮かび上がり、5月に開催した直近のワーキング・グループにおいて、これらの点についても議論をし始めた。選択型実務修習の充実方策については、引き

続きワーキング・グループにおいて検討し、次回以降の委員会において報告させていただきたいと考えている。

私からの報告は以上である。

(高橋委員長)

続いて、幹事会での議論の状況について、木村幹事長にお願いしたい。

(木村幹事長)

ワーキング・グループでの検討状況についても、本日の幹事会で御報告いただいた。その内容も、ただいま吉崎幹事から御報告があったものと同旨である。

幹事の皆様からは、特に実務修習結果簿の分析について、数字が独り歩きしないように注意する必要があるという御指摘があったほか、そのような点も注意すべきであるが、今後の検討に当たって実情を把握するということが重要であるというような御意見もあった。今後のワーキング・グループでの検討に向けて、この委員会においても意見交換を行っていただくことが望ましいのではないかと考えている。

以上の次第であるので、よろしくお願い申し上げます。

(高橋委員長)

それでは御意見を頂戴したい。

実務修習結果簿に基づく弁護修習の起案数等の集計結果だが、先ほどの御報告を聞いて、きちんと趣旨を理解せずに結果簿に記載している者もあるのではないかとの印象を持った。例えば、起案が8本というのは少し多すぎるように思われる。法律相談が0ないし1件は少なすぎるし、21件以上というのは何かの誤解で書いているのかもしれない。

(井窪委員)

木村幹事長から数字の独り歩きを懸念する意見があったという御発言があったが、実務修習結果簿に基づく集計によると法律相談の件数には相当なばら

つきがあるようだが、例えば、弁護士会の法律相談や市民法律相談に一日指導担当弁護士に同席していると相談者が10人程度来ることは通常あることで、それを単に横で聞いているのを10件と数えればこの程度の数字になってもおかしくはないし、あるいは事務所に相談に来た相談者の話を指導担当弁護士とともに分析して深く検討した結果が数件ということもある。数字の内訳についてももう少し踏み込んで、この数字の意味するところが何か、あるいは何をもって1件と数えているのかというところまで検討しないと、数字から断定的にものを言うのは難しい。これは生データを数値化して処理した場合に共通した難しさだろうと思う。法律相談が0件というのは確かに違和感のある数字だが、ひょっとすると何か考え違いをしているのかもしれない。何をもって法律相談というのかということについての錯覚があったのではないか。修習期間中に法律相談が1件もなかったということは少し考えにくい。起案の数についても、8本という件数を多い少ないということもあるが、1件1件にどれぐらい踏み込んで積極的・主体的に修習生が検討して関与したかにもよるので、同じ4、5件でも密度の濃い4、5件もあれば、ほとんど定型的なものを機械的に処理していたということもないわけではない。こういった数字は大きな傾向を見るためのものという程度に捉えておくしかないのではないかと思う。注目したのは、刑事弁護について被疑者接見と被告人弁護の両方経験ありが66%いたという御報告だった。率直に申し上げて、個別指導担当弁護士の手持ち事件だけでこの数字はなかなか難しいので、各地の実情に合わせて、他の指導担当弁護士の手持ち事件に参加させていただくとか、刑事弁護委員会のようなところを通じて紹介していただくとか、各地のそれなりの取組が行われていることの成果が数字に表れているのではないか。この点については積極的に評価してもよいのではないかとの印象を持った。

(高瀬委員)

数字の独り歩きの問題はあるかと思う。それぞれの定義が明確になっていないという点で、色々な数字が出ているということはあるかと思うが、法廷傍聴の件数について特徴を感じている。法廷傍聴については何をもって法廷傍聴とするかという定義があるわけでもないので、傍聴した件数が正確に数字に現れているかと思う。先ほどの刑事弁護のように特別な配慮をしたということもなく、修習期間中に傍聴に適した事件があったので傍聴したということだと思う。先ほど御説明いただいた法廷傍聴の件数の分布のパターンも、自然な分布と言える。

起案や法律相談等についてももう少し定義を明確にして分かりやすくすると同時に、修習期間中に自然と巡ってきた事件を経験すればよいというもの、積極的に経験してもらうよう配慮、工夫をする必要があるものとを明確に分ける必要があると思う。その辺りをメッセージとして正確に伝えれば、現場はきちっとそれに対応していただけるということが、数字にも表れているように思う。

(山名委員)

結果簿の記載における基準のようなものはなかったか。

(村田幹事)

裁判修習については、結果簿に注書きを付してどういったものを記載するのかを示しており、弁護修習についても同様に注書きを付している。その趣旨を修習生が理解して記載しているかというところが問題だが、指導担当弁護士や指導担当裁判官が結果簿の記載内容を必ず確認するので、その際にこれは違うのではないかと指摘することもある。

(吉崎幹事)

それぞれ項目ごとに注書きが付されており、これによってある程度記載内容が指定されているので、それを理解した修習生はそれに沿って記載することになるかと思う。

(村田幹事)

付け加えると、現場で指導をしていると、結果簿の記載方法について修習生から相談を受けることはよくある。この事件については記載すべきか、どういったことを記載すべきかといった相談を受けて、修習生とやり取りをしながら記載していくような場合もある。

(門田幹事)

結果簿に即して御説明すると、例えば、弁護修習の関係では、法律相談等の欄の一番下に注があり、注2には「1件ごとに予想される問題点及び聴取事項、弁護士倫理上考慮した点等について留意の上記入する。」とされている。これを修習生がどう理解したかというところがばらつきの原因の一つではないかと見ている。指導担当弁護士から何が問題点で何に注意してやりましょうということをしちゃんと指導されて行ったものだけをカウントすると考えた者は件数が少なくなり、他方で、漫然と横に座っていたものだけでもカウントできると考えた者は21件以上になる、といった結果ではないかとの仮説を立てている。同じことは法廷傍聴等でも出ているところであり、ワーキング・グループでは、先ほど来御指摘のあるような、何をここに書けばよいのかということがきちんと理解されていないことが問題ではないかとの問題意識を持っている。これは、修習生の問題もさることながら、指導する側の問題もあるのではないかとの指摘も出ている。法律相談に際して指導担当弁護士が問題点を指摘し、事後には修習生と議論をするなどといった指導をしていけば、修習生も問題意識を持った取組をするだろうし、そういった指導がないと、単なる立会になってしまう。法廷傍聴もしかりで、ただ単に指導担当弁護士に同行するだけでなく、事前に問題点を指摘する、あるいは事後に議論するということをすれば、結果簿の記載も、その趣旨に沿った正確なものになるのではないかと思っている。

(高橋委員長)

それでは、本日の御議論を踏まえ、委員長としては、①導入修習の準備等については、司法研修所を中心として更に十分な準備を進めてもらいたいこと、②4分野の実務修習ガイドラインの周知がいずれも完了したことを踏まえつつ、ワーキング・グループにおいて、今後とも実務修習の実情を十分に把握した上で、ガイドラインに沿う形でより充実した実務修習が実現できるよう、更に検討を重ねていってもらいたいこと、③選択型実務修習の充実に向けて、ワーキング・グループにおける検討を引き続き行ってもらいたいこと、以上の点をお願いしたい。

次回の委員会の具体的な日程については、後日調整させていただきたい。それでは、これをもって第28回司法修習委員会を終了する。

以 上